

令和3年度 第1回鴻巣市立小・中学校適正配置等審議会

令和3年9月17日(金) 19:00～
於 鴻巣市役所本庁舎 4階大会議室

- 1 開会のことば
- 2 委嘱状の交付
- 3 あいさつ
- 4 委員紹介及び事務局紹介
- 5 会長及び副会長選出
- 6 会長あいさつ
- 7 諮問
- 8 議題
 - (1) 諮問事項についての補足説明及び質疑
- 9 閉会のことば

【配布資料】

- 資料1 鴻巣市立小・中学校適正配置等審議会条例
- 資料2 鴻巣市立小・中学校適正配置等審議会傍聴規程
- 資料3 鴻巣市立小・中学校適正配置等審議会委員名簿
- 資料4 鴻巣市内小・中学校の教育環境の整備について（諮問）
- 資料5 プールの現状と今後のあり方について

鴻巣市立小・中学校適正配置等審議会条例

(設置)

第1条 鴻巣市立小学校及び中学校（次条において「小・中学校」という。）の教育環境の整備及び学校における教育の充実のため、鴻巣市立小・中学校適正配置等審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、鴻巣市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、鴻巣市における小・中学校の適正配置等に関する基本的施策及び具体的方策について審議し、答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 鴻巣市自治会から推薦を受けた者
- (2) 鴻巣市PTA連合会から推薦を受けた者
- (3) 鴻巣市小・中学校校長会から推薦を受けた者
- (4) 青少年関係団体
- (5) 学識経験者
- (6) 公募による市民
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は審議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 議事は出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長は必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

鴻巣市立小・中学校適正配置等審議会傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鴻巣市立小・中学校適正配置等審議会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、会場の都合により定めるものとする。

(傍聴の手続)

第3条 鴻巣市立小・中学校適正配置等審議会を傍聴しようとする者は、自己の住所及び氏名を傍聴人受付票に記入しなければならない。

2 傍聴希望者が第2条で定める定員を超えるときは、抽選により傍聴人を決定する。

(傍聴席への入場禁止)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる者
- (3) その他議長が傍聴を不相当と認める者

(傍聴人の禁止行為)

第5条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話、拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙を行うこと。
- (5) 帽子、えり巻き等を着用すること。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- (6) 携帯電話を使用すること。
- (7) 傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等を行うこと。ただし、議長の許可を受けた場合は、この限りでない。

い。

- (8) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為をすること。

(傍聴人の退場)

第6条 傍聴人は、会議を公開しない議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(議長の指示)

第7条 この規程に定めるもののほか、傍聴人は、議長の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規程は、平成27年8月8日から施行する。

鴻巣市立小・中学校適正配置等審議会委員名簿

No.	氏名	ふりがな	区分	地域	備考
1	吉田 全利	よしだ まさとし	自治会推薦	鴻巣	
2	陸田 典志	りくた のりゆき	PTA連合会推薦	鴻巣	
3	関根 茂夫	せきね しげお	小中学校校長会推薦	吹上	
4	奥山 龍一	おくやま りゅういち	小中学校校長会推薦	川里	
5	藤原 将人	ふじわら まさと	青少年関係団体	鴻巣	
6	奥木 美恵子	おくぎ みえこ	青少年関係団体	鴻巣	
7	石崎 一記	いしざき かずき	学識経験者	鴻巣	
8	酒巻 喜久子	さかまき きくこ	学識経験者	鴻巣	
9	佐藤 芳隆	さとう よしたか	教育委員会が必要と認めた者	鴻巣	
10	土橋 純	つちはし じゅん	公募	鴻巣	
11	眞鍋 透	まなべ とおる	公募	鴻巣	
12	関根 勇	せきね いさむ	公募	川里	
13	宮田 忠夫	みやた ただお	公募	川里	
14	代 みさき	だい みさき	公募	吹上	



鴻教総第 386 号
令和3年9月17日

鴻巣市立小・中学校
適正配置等審議会 会長 様

鴻巣市教育委員会
教育長 望月 栄



鴻巣市内小・中学校の教育環境の整備について（諮問）

標記の件について、下記のとおり理由を付して諮問します。

記

1. 諮問事項

小学校プール施設の維持と中学校プール施設の廃止について

2. 諮問理由

現在、鴻巣市の小・中学校のプール施設は、全27校に設置されていますが、維持管理における経費及び改修費用は多額となっており、特に中学校においては、全てのプールが築年数から30年以上経過するなど、老朽化により、今後も費用等は増大していくことが予想されます。

また、水泳授業は年間10時間程度となっており、そのうち天候等により実施できない場合もあるなど、多額の維持管理経費を要しているにもかかわらず、プール施設の使用日数は少ないのが現状です。

これらのことから、小学校では水泳に関する基本的な技能等の習得や着衣泳等、水難事故防止といった命を守る観点からの水泳授業の必要性を認識した上で、小学校のプール施設については当面の間は維持し、中学校のプール施設については、令和4年度から廃止とするものです。

プール施設の現状と今後のあり方について

1 学校プールの現状

(1) 建設からの経過年数

- ・プール建設後 30 年以上経過している小学校が 19 校中 14 校
- ・中学校は 8 校全て 30 年以上経過

(2) 年間使用日数

- ・プールの使用は 6 月後半から夏休み前までの約 1 か月間
- ・1 校当たりの使用日数は、約 20 日
- ・1 学級の時間数は、約 10 時間

(3) 過去 4 年間（平成 29 年度～令和 2 年度）の修繕・改修費用

【小学校】 27,754,784 円 【中学校】 6,833,966 円

(4) 今後の修繕・改修概算費用（ろ過機交換、漏水修繕、塗装、改築 等）

【小学校】 1,034,180,750 円 【中学校】 732,143,271 円

※その他年間の維持管理経費（水道、薬品、点検）

合計 約 9,400,000 円（1 校あたり約 350,000 円）

2 問題点

- ・特に中学校のプールの老朽化が著しく、今後はプールが使用できなくなるような不具合が発生する恐れがある。
- ・使用日数が少ないにもかかわらず、多額の維持管理経費を要する。

3 プール施設の今後のあり方（教育委員会案）

中学校のプールは、令和 4 年度から廃止する。

小学校のプールは、当面の間維持する。

4 プール施設の廃止による効果

- ・プール施設の維持管理経費及び今後の改修費の削減により、他の教育施設修繕・改修への費用配分。
- ・教職員の水泳指導及びプール施設の運転管理に係る負担の軽減。

《参考》

中学校学習指導要領 保健体育

「水泳の指導については、適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれを扱わないことができるが、水泳の事故防止に関する心得については、必ず取り上げること。」

プール施設がない学校がある自治体

小学校：志木市

中学校：熊谷市、秩父市、飯能市、久喜市、吉川市、白岡市、皆野町、長瀨町、小鹿野町